

国土館大学政経学会 会則

(名称および所在地)

第 1 条 本会は国土館大学政経学会と称し、国土館大学政経学部内におく。

(目的)

第 2 条 本会は政治学、経済学に関する学術的研究及びこれに関わる学際的研究の促進と、その成果の発表をもって国土館大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)機関誌の発行
- (2)研究会の開催
- (3)講演会の開催
- (4)その他必要と認められた事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、次の者をもって構成する。

- (1)普通会員 本学政経学部専任教員
- (2)学生会員 本学政経学部学生及び大学院政治学研究科、経済学研究科院生
- (3)特別会員 特に政経学部・大学院の非常勤講師で本務校をもたない者で、入会を希望し承認された者
- (4)名誉会員 定年退職した普通会員で入会を希望し承認された者

(評議員会総会)

第 5 条 評議員会総会は第 4 条(1)に該当する者をもって構成し、重要事項を審議する。

2. 会長は、毎年 2 回の定期評議員会総会を招集しなければならない。
3. 評議員会総会は 1 項会員の過半数をもって成立する。ただし委任状を含む。
4. 会長は、必要があると認めるときは臨時評議員会総会を招集する。

(会長選出及び任期)

第 6 条 会長は第 4 条(1)の普通会員の中から評議員会総会において選出する。

2. 会長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 会長が欠けたとき、後任者の任期は前任者の在任期間とする。

(役員及び職員)

第 7 条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長及び副会長をそれぞれ 1 名おく。
 - (2)会長が必要とする幹事をおく。
 - (3)役員任期は会長に準ずる。
2. 会長は本会及び幹事会を代表し、会務を統括する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 4. 幹事会は本条第 1 項の(1)(2)に該当するものをもって構成し、会長が招集する。
 5. 幹事は次の業務を担当する。
 - (1)企画委員 本会の事業計画を企画・立案する。
 - (2)編集委員 機関誌を編集・発行する。
 - (3)会計委員 本会の会計業務を担当する。

(経費及び会費)

第 8 条 本会の経費は会員からの会費をもって充てる。

2. 会費は年額 3,000 円とし、原則として 4 月末日までに納入する。

(会計年度)

第 9 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(会則の改廃)

第 10 条 この会則の改廃は幹事会で発議し、評議員会総会で出席者の過半数の賛成によって行う。

(細則)

第 11 条 本会の運営に必要な細則は幹事会において定める。

附則

1. 本会則は令和4年4月 1 日から施行する。
2. 平成24年8月1日施行の国土館大学政経学会会則は、令和4年3月31日をもって廃止する。